

やまなし労働

Yamanashi
Roudou

○ H26年未一時金要求・妥結状況（最終）	2
○ ワーク・ライフ・バランス推進活動支援事業 参加企業紹介	3
○ 職業訓練のご案内	4
○ 山梨県の特定最低賃金が改定されました！	5
○ 職場復帰支援（リワーク支援）のご案内	6

2015年 春号 No.657

「第1回やまなし就職応援フェア」（仮称）の開催について

県では、平成28年3月までに県内への就職を希望する求職者（学生を除く）と、県内企業の人材確保を支援するため、「第1回やまなし就職応援フェア」（仮称）を開催します。

- ◇日 時 平成27年6月中を予定 午後1時～3時を予定（受付は午後0時30分～）
- ◇対 象 ・平成28年3月までに県内への就職を希望する求職者（学生を除く）
・山梨県内に事業所・支店があり（予定を含む）、上記求職者の採用予定がある中小企業等
- ◇場 所 未 定
- ◇内 容 （1）企業による業務等の説明
（2）各種相談コーナーの設置
- ◇参加方法 ・求職者の方は、事前の申込みは不要です。
・企業の方は、事前の申込みが必要です。
- ◇参加費用 無料（交通費等は参加者の御負担となります。）
- ◇問い合わせ 県労政雇用課 地域雇用担当 TEL055-223-1562
FAX055-223-1564

「U・Iターン就職フェア」の開催について

山梨県内へのU・Iターン就職を希望する平成28年3月大学等卒業予定者等及び一般求職者の県内就職と、県内企業の人材確保を支援するため、「山梨U・Iターン就職フェア」を開催します。

- ◇日 時 平成27年6月以降予定
- ◇対 象 ・平成28年3月大学等卒業予定者及び既卒者、U・Iターン就職を希望する一般求職者
・山梨県内を就業地とする企業
- ◇場 所 東京23区内（未定）
- ◇内 容 （1）企業による説明
（2）各種相談コーナーの設置
- ◇参加方法 ・求職者の方は、事前の申し込みは不要です。
・企業の方は、事前の申し込みが必要です。
- ◇参加費用 無料（交通費等は参加者の御負担となります。）
- ◇問い合わせ 労政雇用課 TEL055-223-1562 FAX055-223-1564

平成26年年末一時金要求・妥結状況(最終)

県労政雇用課では、県下の民間労働組合（中小企業94組合、大企業113組合）を対象に、「年末一時金要求・妥結状況調査」を実施いたしました。

平成26年12月31日現在を基準とした最終結果の概要は次のとおりです。

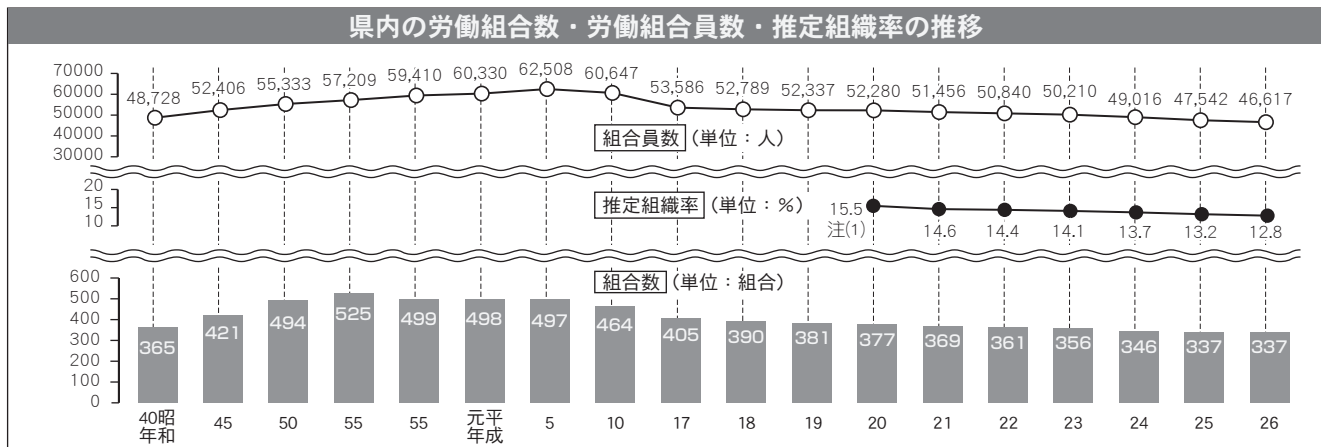
産業別の状況(全体平均)	分類名	要 求 状 況			妥 結 状 況		
		組合数	額(円)	月数(月)	組合数	額(円)	月数(月)
	鉱業、採石業、砂利採取業・建設業	4	570,662	1.92	4	563,697	1.89
	製造業	59	725,093	2.38	59	687,197	2.24
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	情報通信業	7	741,693	2.37	7	732,784	2.34
	運輸業	11	803,457	2.56	11	676,801	2.15
	卸売業、小売業	15	545,772	2.09	15	434,590	1.69
	金融業、保険業・不動産業	3	X	X	3	X	X
	サービス業、その他	19	751,819	2.73	19	502,577	1.84
	合 計	118	717,467	2.43	118	628,305	2.10

注) 1 数値は、加重平均(組合員一人あたりの平均)で算出している。注) 2 組合数が3以下の場合はX表示とする。
詳しくは、http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/rosei/h26/nenmatsu_saishuu.html

平成26年労働組合基礎調査結果

山梨県内の労働組合数 337組合 労働組合員数 46,617人 推定組織率 12.8%

平成26年労働組合基礎調査の結果によると(県労政雇用課調べ)、平成26年6月30日現在、山梨県の労働組合数は337組合、労働組合員数は46,617人、推定組織率は12.8%となり、組合数は前年と変わらず、組合員数は前年より925人の減少、推定組織率は0.4ポイントの減少となりました。



注(1) 推定組織率を推計する際に用いていた「事業所・企業統計調査」が平成21年より「経済センサス・基礎調査」に統合されたため、平成20年は「事業所・企業統計調査」、平成21年以降は「経済センサス・基礎調査」を使用し、算出している。なお、「事業所・企業統計調査」と「経済センサス・基礎調査」調査結果は差異が生じているが、総務省では、調査手法が異なることから、調査結果の差異が全て増加・減少を示すものではないとしている。

※労働組合の新設・解散や、所在地等の変更があった場合には、労政雇用課労政担当(TEL 055-223-1561)までお知らせください。

※当調査は、27年も実施される予定です。調査へのご協力をお願い致します。

※集計結果の詳細は、以下のホームページに掲載されています。

県(労政雇用課) <http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/26roudoukumiaikiso.html>
 全国(厚生労働省) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/14/index.html>

山梨県勤労者福祉資金融資制度

県では、勤労者が安定した生活を送れるよう、低利の生活資金融資を行っています。

- ◇ 対象者 県内に居住し、従業員300人未満の中小企業に1年以上雇用されている方など。
- ◇ 資金用途 医療、慶弔、教育、住宅補修、災害、その他の資金
- ◇ 金利 年1.69%(平成27年3月31日貸付分まで 別途保証料が必要です)
- ◇ 融資限度額 100万円
- ◇ 返済期間 5年以内

詳細は次のお問い合わせ先までお電話ください。【県労政雇用課】 ☎055-223-1561

ワーク・ライフ・バランス推進活動支援事業参加企業紹介

ワーク・ライフ・バランス推進活動支援事業は、山梨県が職場のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業に対し、専門家を派遣して支援する事業です。

山梨スズキ販売株式会社	会社概要	所在地	甲府市 飯田3-9-3
	事業開始	昭和31年8月	従業員数 男性89名 女性29名
	事業内容	自動車販売（四輪・二輪）及び部品販売、整備点検、保険代理業等	

取組のきっかけ 育児休暇・介護休暇の導入、65歳定年延長、70歳以上の雇用等を実現してきましたが、特に育児・介護休業が部門によっては取得しづらい現状等を踏まえ、休暇制度等の取得促進に向けた取り組みを行い、働きやすい職場が実現できれば良いと考え、取り組むこととしました。

取組内容 若年者と高齢者の多い弊社の年齢構成を考慮し、社労士の先生のアドバイスのもと次の休暇制度を導入しました。
 ①「ちょっと休暇」（育児・介護等のための特別休暇）の新設：1日2時間を特別有給時間、年間12回までの取得を認める。
 ② 半日有給休暇制度の導入（年8回まで）
 ③ 婚活休暇の新設（初婚者、年2回まで）
 （注）①②は1日6時間以上勤務で、勤続3年以上の者が対象

社員の声
 ・会社が主体となり、このような仕組みを用意してくれるのはうれしい。
 ・現実的にどこまで利用できるか未定だが、制度としては期待できる。
 ・子供のいる立場からすれば、とても助かる。

効果と課題
<効果> 従来の有給休暇とは別枠で、時間単位での特別休暇を設けることとしましたが、これにより育児や介護等のため、離職する社員を少しでも食い止めることができ、働きやすい職場を実現できればと考えております。
<課題> この制度を導入したばかりであり、全社員に対して制度内容の説明がまだ不十分です。機会をとらえ、休暇制度の趣旨を説明して、より使いやすい制度にしていく予定です。

前回冬号に掲載しましたワーク・ライフ・バランス取り組み企業紹介で会社名に誤りがありました。正しくは、株式会社オーテックメカニカルです。訂正を案内させていただくとともに、謹んでお詫び申し上げます。

平成27年度技能検定(前期)のお知らせ

技能検定は「職業能力開発促進法」にもとづいて、受検者の皆さんのもつ技能を一定の基準によって検定し、その技能の程度を、特級から3級及び単一等級に区分して公証する国家検定制度です。

実施日程	
	前 期
受検申請受付	平成27年4月6日から4月17日まで
実技試験期間	平成27年6月3日から9月8日まで
学科試験日	平成27年7月19日*、8月23・30日、9月6日
合格発表	平成27年8月28日*、10月2日

※金属熱処理を除く3級職種が対象

主な実施職種 (等級により異なります)	
前期	造園、鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、石材施工、プラスチック成形、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、フラワー装飾、その他
後期	さく井、金型製作、工場板金、金属ばね製造、機械検査、半導体製品製造、時計修理、光学機器製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、石材施工、パン製造、電気機器組立て、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、電気製図、印章彫刻、塗装、その他 ※後期のみ特級実施

◎上記の実施日程および主な実施職種は予定です。
 ◎機械保全職種の技能検定については、平成27年度から(公社)日本プラントメンテナンス協会が実施します。
 (お問い合わせ先: 県産業人材課 TEL:055-223-1566 FAX:055-223-1560)

職業訓練のご案内

受講者
募集中

平成27年3月～平成27年5月 開講分

本セミナーは、働く皆さんの能力開発や企業の人材育成をお手伝いするものです。職業に必要な知識や技能の向上、資格取得等を目的とした講座を実施しています。さらに、能力開発に関する相談も受け付けています。

県立産業技術短期大学校塩山キャンパス TEL0553(32)5202			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
「アセンブリ言語」によるPICマイコン入門	3月	昼	3,400
国内旅行業務取扱管理者試験講座 (旅行業法・旅行業法約款・各種約款)	3月	昼	5,100
国内旅行業務取扱管理者試験講座 実務(料金計算・観光地理他)	3月	昼	5,100
NC旋盤加工技術	3月	昼	3,400
Javaオブジェクト指向プログラミング入門	5月	昼	3,400
新入社員研修	4月	昼	1,000
ワード基礎 第1回	4月	夜	2,100
ワード応用 第1回	4・5月	夜	2,100
美しいペン字 第1回	4・5月	夜	2,100
街角の英会話	4～7月	昼	3,400
社会保険実務	5月	夜	2,100
県立峡南高等技術専門学校 TEL0556(22)3171			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
エクセル応用	3月	夜	2,100
新入社員講座	4月	昼	1,000
初心者のためのパソコン講座	4月	夜	2,100
ワード基礎	5月	夜	2,100
エクセル基礎	5・6月	夜	2,100

県立産業技術短期大学校都留キャンパス TEL0554(43)8911			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
3次元CADによる機械設計の基礎	3月	昼	3,400
ホームページ開設(基礎編・応用編)	3月	夜	4,200
新入社員研修	4月	昼	1,000
初心者のためのパソコン 第1回	4月	夜	2,100
第二種電気工事士筆記試験準備講座(Ⅰ・Ⅱ)	4・5月	夜	4,200
シーケンス制御の基礎	5月	夜	2,100
ウィンドウズ	5・6月	夜	2,100
県立就業支援センター TEL055(251)3210			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
ビジネスパソコン講座 ネットショップサイト作成	3月	夜	2,100
新入社員講座(第1回)	4月	昼	1,000
新入社員講座(第2回)	4月	昼	1,000
ワード基礎&エクセル基礎講座	4月	夜	2,100
初心者のためのパソコン講座(第1回)	5月	夜	2,100
パワーポイント基礎講座	5月	夜	2,100
第二種電気工事士試験対策講座(学科Ⅰ・Ⅱ)	5・6月	夜	4,200

※申込受付は、講座開始日の2ヵ月前からです。あらかじめ、電話等で応募状況を確認してください。
 ※時間帯については、原則として「昼：9時～16時 / 夜：18時～21時」ですが、施設・コースによって異なる場合がありますので、よくご確認ください。
 ※このほかの講座情報や、申込方法については、山梨県のホームページでご覧いただけます。→ <http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/index.html>
 【お問い合わせ先】 県産業人材課 人材育成担当 TEL: 055-223-1567

次世代育成支援対策推進法の改正

次世代育成支援対策推進法とは？

企業のみならず、国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための行動計画を策定することを求めている法律です。 ※非正規雇用の労働者も取組の対象です。



法律の有効期限の延長

法律の有効期限が平成37年3月31日まで延長されました。
 このため、引き続き法に基づいて労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出を行っていただく必要があります。
 (101人以上企業：義務、100人以下企業：努力義務)

プラチナくるみん(特例)認定制度の創設

行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対するプラチナくるみん(特例)制度が創設されます。

平成27年度均等・両立推進企業 応募受付中 (平成27年3月31日まで)

お問い合わせは山梨労働局雇用均等室(甲府市丸の内1-1-11 TEL055-225-2859)へ

労働基準行政関係功労者表彰

厚生労働省は、平成26年度労働基準行政関係功労者を決定し、山梨労働局からは、長年の労災医療に係る功績をたたえ山梨労働局労災保険診療費審査委員会委員の山田 治洋氏(山田整形外科リハビリテーションクリニック院長)が厚生労働大臣表彰され、平成26年12月8日に山梨労働局長(三浦宏二)から表彰状の伝達を行いました。

山梨県の特定最低賃金が改定されました！

(山梨県では、下記2業種の最低賃金が定められています。)

特定最低賃金	時間額	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	819円	平成26年12月26日
自動車・同附属品製造業	828円	平成26年12月26日

山梨県 特定最低賃金
電機：819円
自動車：828円



「山梨県最低賃金」は、平成26年10月1日から1時間**721円**に改定されています。

★最低賃金に関するお問い合わせは、山梨労働局 労働基準部 賃金室へ【055-225-2854】



山梨県若者サポートステーションからのお知らせ

山梨県若者サポートステーション(略称サポステ)は、働く意欲のある若者の就労支援を、次の宣言のもとに応援しています。

「若者就活応援宣言」

～「働きたい」をカタチにしようよ！～

- 応援宣言1. 働くことに踏み出せない若者を全力で応援します。
- 応援宣言2. 15歳～39歳の若者と保護者を応援します。
中退者についても、進路決め等の支援をします。
- 応援宣言3. 個別に就労支援カウンセリングを行い、応援します。
- 応援宣言4. 次のセミナー・プログラム等を実施します。
 - ・ なっちゃん就職セミナー(ビジネスマナー等を実践的に学びます)
 - ・ 就活に役立つ社会人基礎講座(知って得する就活術を教えます)
 - ・ 元気が出る生活リズムUP講座(生活リズムの立て直しをします)
 - ・ CSTプログラム(挑戦する意欲・集中力・協調力を養います)
- 応援宣言5. 職業適性診断を行い、就労につながるよう、応援します。
- 応援宣言6. 家族のできるキャリア支援の情報を提供し、応援します。

相談は無料



若者の就職相談パートナー(サポステ)へお気軽にご相談ください。
 ☆ 山梨県立青少年センター リバース和戸館内(甲府市川田町517番地)
 ☆ 受付時間/火曜日～土曜日(9:00～17:00) 青少年センター休館日を除く
 ☆ TEL/FAX: 055-230-2239 ☆ URL: <http://www.y-apoaute.com>



ストレスチェックと面接指導に向けた研修会のご案内

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を義務付ける制度が創設されました。当研修では、ストレスチェックの実施、集団分析の努力義務化、労働者に対する不利益取扱いの防止等について学んでいただきます。



マスコットキャラクター
甲斐くん 富士ちゃん

- 日時** 平成27年4月10日(金) 14:00～16:00
- 場所** 山梨産業保健総合支援センター 研修室
- 申込先** 山梨産業保健総合支援センター
電話: 055-220-7020(代) FAX: 055-220-7021
- Web** <http://sanpo19.jp>

受講
無料

職場復帰支援（リワーク支援）のご案内

山梨障害者職業センターでは、うつ病などで休職中の方で、主治医と勤務先の同意を得られる方を対象に、職場復帰を円滑に進めるための職場復帰支援（リワーク支援）を行っています。

療養生活が続いて生活のリズムが不規則、体力や持続力の低下も心配

また同じような症状が出ないか心配

復職時の勤務条件などが心配

リワーク

生活リズムの構築	生活リズムを整え、体力向上を図ります。
ストレス対処	緊張やストレスを軽減する方法を紹介し、上手な相談の仕方の練習も行います。
会社との調整	総務・人事担当者などに復職の条件等を確認し、復職計画、職務内容の設定、職場環境改善の方法などについて助言を行います。

支援内容等について企業の復職支援ご担当者様を知っていただくための説明会を開催しています。

日程：3月13日（金）14時00分～15時00分

会場：山梨障害者職業センター 会議室

*参加ご希望の場合は、前日までにお申し込みください。

お問い合わせ・ご連絡先

山梨障害者職業センター

山梨県甲府市湯田2-17-14

TEL 055-232-7069 FAX 055-232-7077

URL <http://www.jeed.or.jp/>

労使紛争の解決援助制度をご利用ください！

山梨県労働委員会では、労働者や労働組合と会社との間に解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などについての紛争が生じ、自主的解決が困難な場合、労働委員が間に入り、話し合いによる紛争の解決援助を行っています。

解決事例紹介

Xは、Y社に入社する際、期間は○年4月3日～7月2日、更新の有無は「更新する場合があります」との記載のある労働条件通知書に、中身を確認せず署名押印した。

6月、Xは、Y社社長から、「試用期間満了により6月30日をもって辞めてもらいたい」と言われた。理由を聞くと、いずれ退職証明書を出すと言われた。7月2日に退職したが、退職証明書には「契約期間の満了による退職」と理由が記されていた。Xは契約更新がされない理由の明確な説明がないとして、説明を求め労働局にあっせん申請したが、Y社の不応諾により打ち切りとなったため、本労働委員会にあっせん申請した。

あっせん員はY社に対し社長自らが説明しないとXは納得しないと説得し、社長はXと対面して理由の説明を行った。

Xは、説明された理由に対し不満を述べたが、あっせん員の粘り強い説得により、契約更新しなかった理由を文書で欲しい、理由の説明が遅れたことを詫言びて欲しい、以上が示されれば合意すると態度を軟化させた。Y社は最終的にこれを受け入れ、契約更新をしなかったことについての理由書を作成し、解決となった。

労使紛争でお困りの方は、山梨県労働委員会事務局（TEL 055-223-1827）までご相談ください。

「やまなし労働」に対するご意見、ご感想をお待ちしております。

山梨県産業労働部労政雇用課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL 055-223-1563 FAX 055-223-1564

ホームページアドレス：<http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html>

E-mail: rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp